

反社会的勢力ではないことの表明・確約

私は、次の１．の各号のいずれかに該当し、もしくは２．の各号のいずれかに該当する行為をし、または１．にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴金庫との取引が停止され、または通知により貴金庫との取引が解約（または解消）されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

１．貴金庫との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

２．自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為